

令和2年度
第1回 北広島市旧島松駅遞所整備基本計画検討委員会

日 時：令和2年10月27日(火) 午後6時30分～
場 所：北広島市エコミュージアムセンター 知新の駅

〈配布資料〉

- ・次第
- ・委員名簿
- ・資料一1 北広島市旧島松駅廻所整備基本計画検討委員会設置条例
- ・資料一2 史跡旧島松駅廻所保存活用計画(素案)
- ・資料一3 ①整備基本計画の全体像と今年度検討内容について
　　②史跡旧島松駅廻所整備基本計画構成(案)
　　③5章 保存活用の基本方針
　　④史跡指定地 ゾーニング・動線・公開活用検討 参考図
　　⑤史跡周辺地域 ゾーニング・動線・公開活用検討 参考図_2
　　⑥保存活用計画(素案)に対する文化調査官からのご意見
　　(参考)旧島松駅廻所内部 展示概要
- ・資料一4 ①令和2年度 史跡旧島松駅廻所耐震診断調査業務 調査計画書
　　②過去図面(抜粋)
　　③工事記録写真(抜粋)

■整備基本計画の全体像と今年度検討内容について

検討スケジュールと検討概要

<令和2年度>

第1回検討委員会 (R2.10.27)

- 保存活用計画(素案)の概要
- 整備基本計画の全体像と今年度検討内容について
 - ・ゾーニング・動線、展示、公開活用
 - ・耐震診断の調査計画及び既存資料調査結果



第2回検討委員会 (R3.1~2月頃予定)

- 検討・調査結果の報告
 - ・ゾーニング・動線、展示、公開活用検討結果
 - ・耐震診断の調査結果の報告



「整備基本計画案」の一部として取りまとめ

- 全体計画及びゾーニング計画
- 動線計画
- 案内・解説施設計画
- 公開・活用およびそのための施設計画
- 公開・活用計画



<令和3年度～>

- 令和2年度の検討状況を鑑み、複数回の検討委員会を開催しながら、整備基本計画全体を取りまとめる。

■史跡旧島松駅廻所整備基本計画構成（案）

※史跡等・重要文化的景観 マネジメント支援事業 報告書内「史跡等整備基本計画一標準となる構成 作成の留意点」を参考に作成

検討年度凡例

● : R2 年度に主として検討する事項

○ : 検討する事項（検討該当年に○を記載。R2 年度においては、主として検討する事項（●）に関連する内容について検討。）

* : 保存活用計画（素案）で整理済みもしくは一部追記により作成する事項

目次	記載（検討）内容	R2	R3	備考
1. 計画策定の経緯と目的				
(1) 計画策定の経緯	整備基本計画の策定の背景・経緯について記述（保存活用計画との関係についても記述）。	●		
(2) 計画の目的	整備基本計画の目的を記述。	●		
(3) 委員会の設置	委員会名簿、審議経過等の概要を記述。パブリックコメント・地域住民の合意形成、活用に関わる諸団体等との意見交換の場を設置した場合も開催の経緯について記載。		○	
(4) 関連計画との関係	総合計画等の上位計画及び他の関連計画等との関係整理を記述。	*	*	保存活用計画（素案）整理内容に追記で作成
2. 計画地の現状				
(1) 自然的環境	史跡等の指定地とその周辺の位置と立地、気象、地形・地質、植生、動物、景観など自然環境について記載。	*	*	保存活用計画（素案）で整理済み
(2) 歴史的環境	地域の歴史的、文化的文脈における当該史跡等の位置付けを明確にするために、周辺地域における関連の文化財等について記載。	*	*	保存活用計画（素案）で整理済み
(3) 社会的環境	人口、産業、交通、土地所有及び土地利用、都市計画等の上位計画、地域資源（観光・レクリエーション・文化財）、法的規制、地域住民の要望等について記載。	*	*	保存活用計画（素案）で整理済み
3. 史跡等の概要および現状と課題				
(1) 史跡等指定の状況	史跡等本質的価値に関わる指定理由を明確にする。	*	*	保存活用計画（素案）で整理済み
(2) 史跡等の概要	発掘調査・史料調査・実測調査・自然環境調査等によって判明した事実を踏まえ、史跡等の本質的価値とその構成要素の保存状況・分布状況、公有化状況等を把握し、課題を明確にする。	*	*	保存活用計画（素案）で整理済み
(3) 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	史跡等の現状における公開・活用等の利用状況や、地元住民等の公開・活用に対する要望の他、文化・教育行政、都市計画行政、建設土木行政、公園行政、農林水産行政、観光行政等に関連する諸条件・課題を記載。	*	*	保存活用計画（素案）整理内容に追記で作成
(4) 広域関連整備計画	地域に所在する文化的資源の総体を視野に入れ、それらの保存と活用、当該事業との関連について明確にし、課題を整理して記載。	*	*	保存活用計画（素案）整理内容に追記で作成
4. 基本方針				
(1) 基本理念と基本方針	課題の解決を念頭に、史跡等の本質的な価値の保存と顕在化、関連する文化的資源の活用、地域に根ざした保存と活用、地域づくり・まちづくりにおける位置付けを基本理念の中で明確にする。	○	○	保存活用計画（素案）に準ずる
5. 整備基本計画				
(1) 全体計画及び地区区分計画	全体計画と地区区分（ゾーニング）計画を整合させ、各地区の特性に応じた整備の方針について明示する。	●	○	
(2) 遺構保存に関する計画	地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものとに分けて保存手法を検討し明示する。	○	○	
(3) 歴史的建造物・庭園等修復に関する計画	歴史的建造物・庭園等の毀損または衰亡箇所について、調査に基づき復旧する方法を明示する。	○	○	
(4) 動線計画	エントランスやサブエントランス、見学者動線・管理用動線等の別を明らかにする。	●		

(5) 地形造成に関する計画	地形復元を基本とし、給排水機能の確保等について検討する。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(6) 遺構の表現に関する計画	遺構の規模や性格の他、空間利用のあり方、往事の環境等が適切に伝わるように、表現に必要な材料・工法等を示す。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(7) 修景および植栽に関する計画	植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景計画を検討する。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(8) 案内・解説施設に関する計画	史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する情報提供施設を検討する。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(9) 管理施設および便益施設に関する計画	来訪者が快適に見学等できるように、休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等について示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(10) 公開・活用およびそのための施設に関する計画	屋内展示および体験学習等を通じて史跡等に対する理解を促す施設について、規模・形態・外観・位置等を示す。⇒ガイダンス施設等の検討など。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(11) 周辺地域の環境保全に関する計画	史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	地域全体の視点から当該史跡等と関連する文化財等との関係を把握し、包括的な整備活用方法を示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(13) 整備事業に必要となる調査等に関する計画	遺構の保存や修復、表現等に必要な部分についての発掘調査の計画等を示す。設計等に必要な測量調査、地盤調査なども検討。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(14) 公開・活用に関する計画	各段階における公開・活用に関する取り組みを示す。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(15) 管理・運営に関する計画	各段階における管理・運営内容や手法等を示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(16) 事業計画	事業の内容・期間・工程等を示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
6. 完成予想図	バース等でわかりやすい完成予想図を示す。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

5章 保存活用の基本方針 ※保存活用計画(素案)より (抜粋)

(1) 保存・活用の目標

明治時代から残る歴史的建造物や遺構、豊かな自然を確実に保存管理するとともに、北海道史の一端を物語る旧島松駅逕所及び周辺地域に広がる歴史・文化・自然の活用を行うことで、市内外の人々が集い、賑わいが生まれる場とし、市民や地域が誇りを持って支えて守り、本市のまちづくりに多角的に寄与していくために、旧島松駅逕所の保存活用の目標を以下のように設定する。

史跡旧島松駅逕所及び周辺地域の保存活用を通じて、
地域固有の歴史・文化・自然の豊かな魅力をさらに高め、未来に継承する

(2) 保存・活用の基本方針

基本目標を踏まえ、保存活用に関する基本方針を次のように設定する。

<保存（保存管理）>

- 本質的価値として整理した史跡の諸要素については、その歴史文化を現在に伝える貴重な遺産として厳密に管理を行い、その価値が損なわれることがないよう確実に保存し、継承していく。本質的価値を構成する諸要素については、それぞれが史跡自体の歴史や性格など、その価値を物語るうえでの貴重な遺産であることから、現状での保存を原則とする。そのため、日常的な維持管理を通じて毀損箇所などの把握を行い、修理等が必要な場合は計画的に実施する。また、周辺地域に存在する諸要素や自然環境についても把握し、これらについても保存に努める。さらに、これらの保存管理に加え、史跡に関する新たな資料等の収集や調査研究にも努め、その成果を後世に伝えていくこととする。

<活用>

- 本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周囲の自然等周辺環境も含めた適切かつ積極的な活用を図り、その魅力を後世に継承していく。

本質的価値を構成する最も重要な諸要素である駅逕所や遺構の確実な保存を前提に、広く学校教育、社会教育、観光、地域コミュニティでの有効な活用を目指し、稲作の成功にみる中山久蔵の篤農家としての精神や、駅逕所として使用された歴史や明治天皇の御昼行在所としての価値などを展示や解説、体験学習などにより伝える。そして、周辺環境を含めこの地の歴史・文化・自然を体感してもらうことで多くの人が旧島松駅逕所や寒地稲作発祥の地としての価値や魅力について深く知り、それらを後世へ継承するための場所としての活用を図る。

<整備>

- 本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を計画的に進めると共に、利便性や魅力を向上させるための整備をする。

駅逕所や遺構等の保存・継承のために必要な整備や、説明板などの本質的価値の理解に必要な情報提供、展示説明文や照明など資料等の公開に必要となる整備について計画的に取り組む。また、

史跡の周辺の休憩施設や管理施設、ガイダンス施設の是非や、駐車場の在り方など、公開・活用を促進するための施設の整備について検討する。

<運営体制>

●旧島松駅通所の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営体制の構築をする。

旧島松駅通所の適切な保存・活用を推進していくために、他部局との連携など行政組織内の保存活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制の構築並びに市内や近隣市町村の歴史文化観光施設などと、広域的な関連施設・資源との連携体制を推進する。

(3) 「史跡指定地」と「周辺地域」

本章以降、保存管理と活用、整備の方向性や方法の整理にあたっては、必要に応じ、次のとおり優先的に保存活用を進める「史跡指定地」と、段階的に保存活用に取組む「周辺地域」に分けて記載する。

地域区分	地区の概要
史跡指定地（市所有）	旧島松駅通所、暖水路、碑などの本質的価値を構成する諸要素と、碑、説明板、消火設備など本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素が存在する区域。
周辺地域 (市所有・その他)	現有の駐車場及びトイレなどの便益施設が設置されている区域や、史跡公園用として取得した区域、その他の周辺地域。



7章 活用

(1) 方向性

【史跡指定地・周辺地域 共通】

地域の住民が史跡旧島松駅廻所の本質的価値を共有し、史跡に対する愛着や誇りを育み、重要な地域資源として地域の振興に活用していくなど、適切に現代社会に生かすことができるよう、以下のように活用の方向性を整理する。

①公開・活用の推進

史跡指定地と周辺地域の資源との一体的な利用を図り、史跡の本質的価値を体感し、深く知つてもらう場所として積極的に情報提供しながら公開を行い、多くの人と史跡の価値を共有する場づくりを推進する。

②史跡及び周辺資源を活用した取組みの推進

史跡が位置するエリアは市の歴史を物語るうえで重要な空間であるとともに、島松川や史跡の東側に位置する庭園などは豊かな自然環境を有している。市民ボランティア等との協働による周辺地域の歴史遺産等を含めたガイドツアーの拡充など、来訪者が歴史・文化を学び楽しみながら、自然の中で憩える場として活用を図る。

③賑わいを創出する取組みの推進

市内外の人々が史跡を訪れ、その魅力や価値を楽しみながら理解できるよう、今後整備を予定している史跡の周辺施設の活用により賑わいを創出し、イベント連携などの取り組みを進める。

④学校教育や社会教育への活用

史跡を学校教育、社会教育の学びの場として活用するために、学習教材や体験メニュー等の充実を図り、市民や次世代を担う子どもたちの史跡の本質的価値に対する理解を深め、保存に対する意識向上と、誇りや愛着の醸成を図る。

また、市内小中学校教職員の研究組織である北広島市教育研究会の新人会員研修において、例年本史跡が活用されているが、学校教育に携わる教職員に対しても、史跡について知る機会を提供できるよう検討していく。

③ 積極的な情報発信

史跡としての価値や魅力について分かりやすく伝えるため、市広報誌、市ホームページ、パンフレットなどの充実を図り、積極的な情報発信に努める。

8章 整備

(1) 方向性

史跡旧島松駅廻所を訪れる人が、その価値を体感し、深く知ることのできる空間を創出していくとともに、史跡とその周辺の利便性や魅力を向上させるため、以下のように整備の方向性を整理する。

【史跡指定地】

①主として保存のための整備

ア 本質的価値を損ねない整備

本質的価値を構成する諸要素の毀損等の現状を踏まえ、耐震対策を含む整備計画を作成し、優先順位を決めて計画的に修理等を実施するとともに、遺構等の保存対策を講じていくこととする。保存修理や耐震補強修理を行う際は、前述の保存の方向性に記された通り、本質的価値の保存を前提として価値を損ねない整備の方法を検討する。

②主として活用のための整備

ア 駅廻所の公開のための整備

史跡の本質的価値を構成する最も重要な要素である駅廻所は、今後も継続して公開を予定することとし、本質的価値を維持しながら、来訪者が安心して見学できるよう、老朽箇所や毀損箇所の修理のほか、耐震補強修理などの安全対策を検討する。

耐震補強を行う際は、現状の内観・外観を保存することを原則とする。また、駅廻所の建築的特徴や歴史的特徴を損なうことの無い補強方法を検討し、採用することとする。なお、冬期間は閉鎖を前提とし、積雪荷重に耐えうる冬期間のみの仮設的な補強を行うことを検討する。

さらに、史跡の一部が土砂災害警戒区域であることから、土砂災害に備えた案内等の整備を行う。

イ 適切な情報提供のための整備

史跡の本質的価値や魅力を、来訪者に深く理解してもらえるような分かりやすい資料展示や、何度も訪れたくなるような工夫のある展示を検討する。また、統一的なサイン等の案内機能の充実等により史跡までのアクセス向上を図る。

【周辺地域】

史跡が市の重要な地域資源であることから、まちづくり及び観光の観点から、史跡の周辺を一体的に整備する。

史跡の利便性や魅力を向上させるため、史跡指定地の周辺に、地域の歴史・文化について展示等を行うガイダンス機能を有する施設等の設置などを検討するとともに、公園やトイレ、その他の便益施設などについても、周辺の自然環境や景観と調和した憩いの空間の整備を検討する。

周辺整備の検討にあたっては、有料公開エリア（駅廻所）が閉鎖となる冬期間も含めた通年での活用を視野に入れる。

【整備方法イメージ】



【全体】

①主として保存のための整備

- ア 本質的価値を構成する建造物等の保存修理
- イ 防災・防犯対策の強化
- ウ 石碑等の改修

②主として活用のための整備

- ア 史跡の価値と魅力を伝える説明版や展示の整備・充実
 - ・説明版、展示、照明設備の整備・充実
- オ バリアフリーエリアの整備
- カ ライトアップ施設の整備
- キ 敷地内見学コースの整備
 - ・史跡内を歩きながら学ぶことができるコース整備（ストーリー設定）と説明板等の整備
- ク 照明設備のLED化

【活用方法イメージ】

①展示の充実等による公開活用の推進

ア 展示内容の充実

- ・駅廻所の役割や時代背景等の概要展示
- ・中山久蔵関係資料群、中山久蔵の事績や交流、生活などに関する展示
- ・明治天皇巡幸に関する展示
- ・将来的に、行在所神社となった大正、昭和期に関する展示やアイヌとの交流を示すサケを干す「はさぎ」の再現などを検討

イ 体験メニューの提供

- ・駅廻で使われている木組み（継ぎ手）の学習体験
- ・駅廻所内の休憩体験など

ウ 来訪者に対するガイドの充実

エ 記念品の販売

②様々な媒体での情報発信の充実

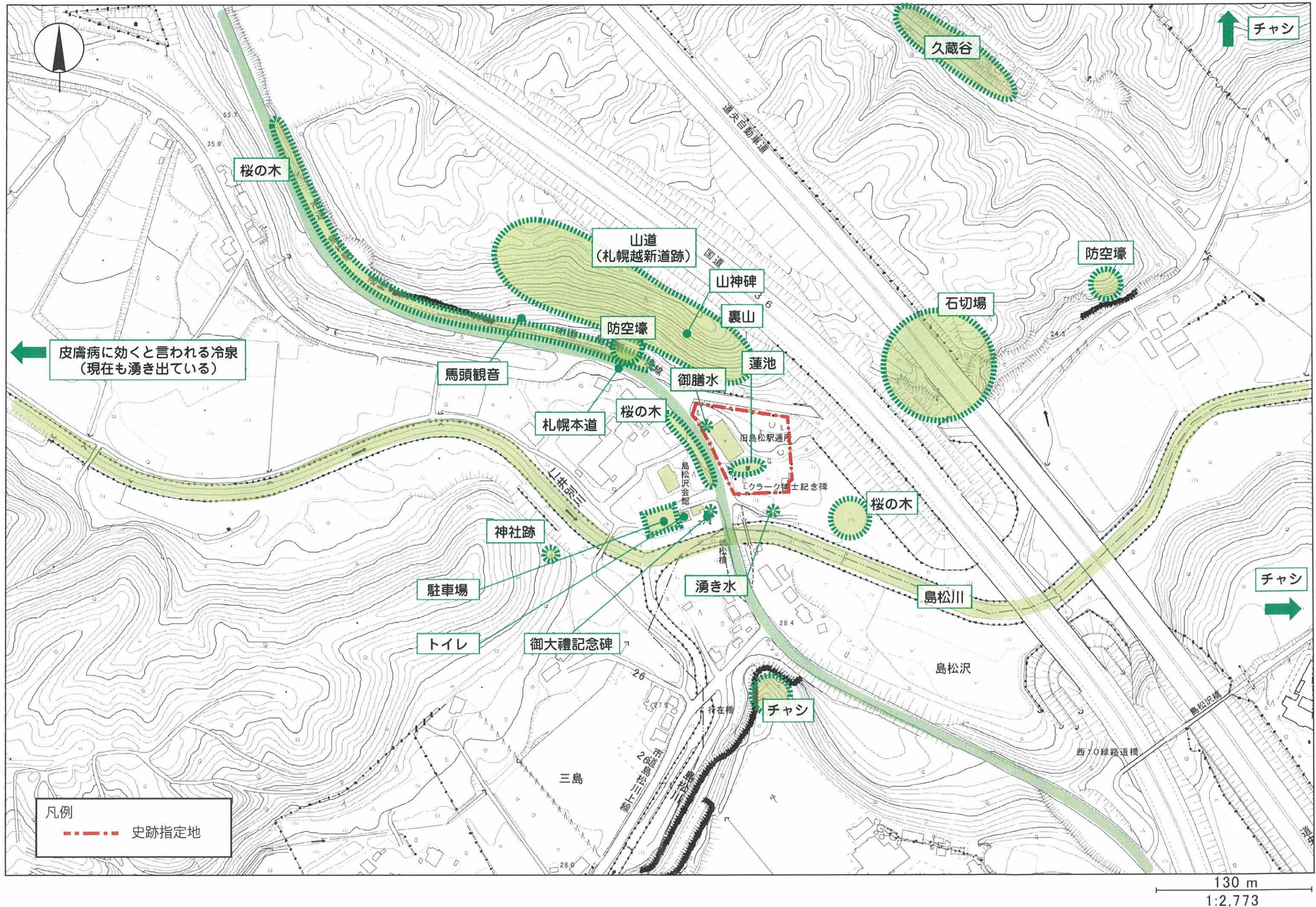
③学びの場としての活用

ア 学校教育との連携

- ・見本田での水稻赤毛栽培体験の継続など

イ 生涯学習との連携

- ④史跡指定地内見学ルートの設定とマップ制作
- ⑤季節ごとのイベントなどの賑わいを創出する取組の推進



■保存活用計画（素案）に対する文化庁調査官からのご意見

＜展示・見せ方について＞

- 史跡が持つ様々な価値から、今回の整備では、どのような切り口で、どこを見てもらうといったストーリーを謳う（目に見える形で文章化して整理する）必要がある。
- 展示棚の耐震化等とあるが、何をここで展示するのか。一番の見せ方は、何も展示物を置かないで見せるのが良い。わからない部分は、ガイダンス施設で見せると良い。
- ガイダンス施設に必要な機能や展示物を整理して、ガイダンス施設の大きさなどを計画に盛り込んでおく。
- 見学コースの整備は、史跡指定地だけではなく、その周りや建物内もリンクさせて考える必要がある。
- 諸要素をどのように見せるかが重要で、そのコンセプトに合致しないもの、漏れ落ちているところは無いか、コンセプトと周りの空間（石碑等）をどのようにつなぐストーリーで説明するか考える。そこからはみ出したものは、指定地外のガイダンス施設で受け入れることも考えられる。
- 植栽などで結界をつくり、ここまで明治30年までを理解し楽しむ空間、ここからは平時30年以降から現代までを理解し楽しむ空間と、ゾーニングする方法もある。
- 駅逓所でどのような生活をしていたのか、客は泊まって何をしていたのかわからないため、説明が必要。建物が住宅の（旅館的な作りではない）ため、また、天皇陛下が昼食を取った部屋、最後は旅館業と多くの要素があり、十分な説明が必要である。
- 駅逓所で馬を交換する業務をしていたのであれば、そういった施設もなければならぬが、現在、残っていない。ガイダンス施設で模型により昔の様子を表現するとか、調査で馬小屋跡などが確認できるのであれば追加指定の可能性もある。
- 石碑の改修では、史跡の諸要素となっている石碑と、それ以外の石碑（クラーク博士の碑など）とは分けて考えた方が良い。諸要素になっていなくても、史跡を理解するための厚みを感じられるのであればあった方が良い。史跡内であれば、移設も補助対象になる。
- 蓮池の改修は、全面をハスとすべきか、他の機能として養鯉業があったとしたら半々とするなど、史跡の理解のために最善の方法を考え、その理由付けが必要である。（ハスは一度植えたら泥の浚渫が必要でありメンテナンスコストがかかる。）

＜周辺地域について＞

- 史跡指定地外の駐車場、ガイダンス施設、トイレ等の設備は史跡と一体で計画をたてること。
- 周辺地域についても「こうなってほしい」という希望を整備計画の中で描くと良い。
- 史跡前の道（札幌本道）も、この道があったからこそ駅逓所ができたので、重要な要素である。整備計画の中で歴史的な道のような雰囲気づくりをすると記載することもできる。

<耐震補強について>

- 構造補強は、保存活用計画（素案）の方向性で良いと思う。フレームをはめる脱着タイプは保管場所が必要とあり、支援施設が必要だと思う。史跡内に保管場所を作るのであれば、史跡の絵図を参考に、外観は復元する形で内部を倉庫する復元的整備となる。
- 耐震壁で見通し（景色）を確保したいときは、ガラス壁とする方法もある。

<消防設備について>

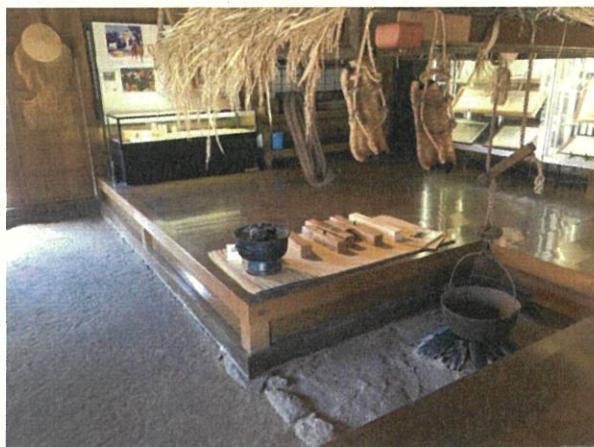
- 消防設備は昭和 59 年のものなので、更新だけではなく、次世代の防災施設として必要なものの新設も考えた方が良い。

<中長期的な計画づくり>

- 一体的に使いたいエリアとの間に道路が通っているため、道路部局や警察との調整が出てくるなど、理想形としていくには時間がかかる。この計画では、最終的な形を見越した計画をつくり、その中で、短期的に進めるもの、中長期的に取り組むことなど、見直しをしながら、コンセプトは 20 年ぐらい使い続けるといったスタンスが必要かもしれない。

■旧島松駅逓所内部 展示物概要

<展示の様子>



ダイドコロ部



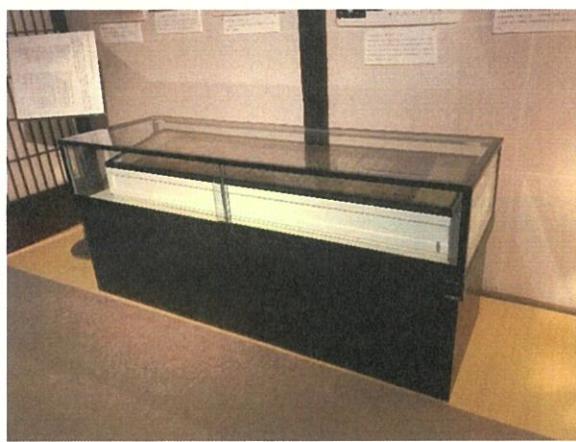
ダイドコロ部から居間方面を見る



ダイドコロ部 ナガシ横



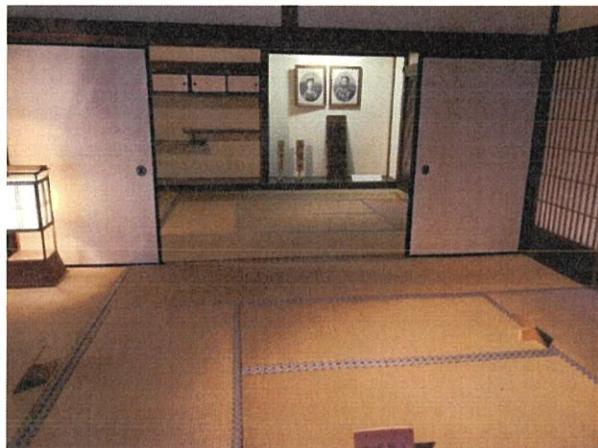
居間



中手 6畳



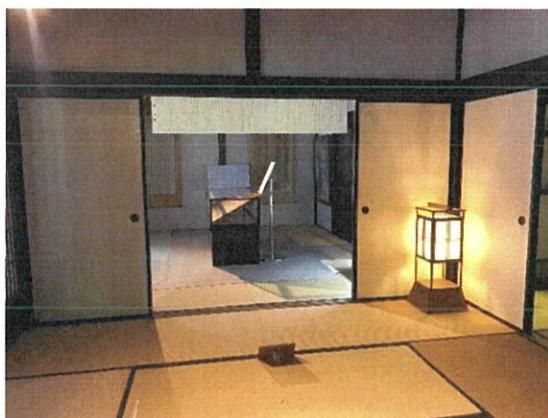
行在所奥座敷



行在所表座敷から奥座敷を見る



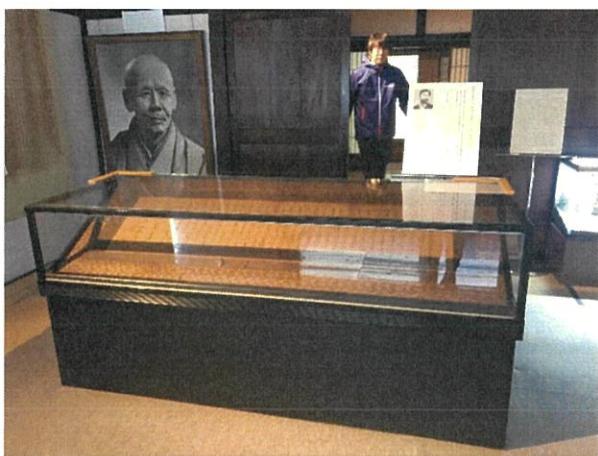
中手 8畳（西）から表ニワを見る



中手 8畳（西）から中手 10畳を見る

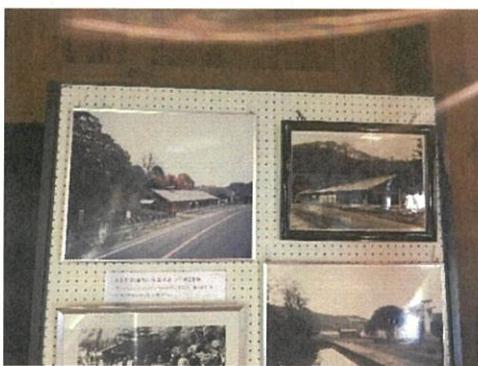


中手 8畳（西）から中手 8畳（東）を見る



中手 10畳

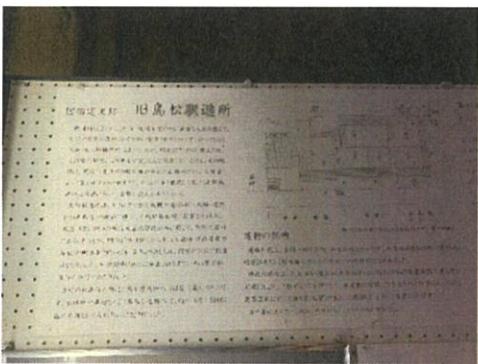
<各展示物>



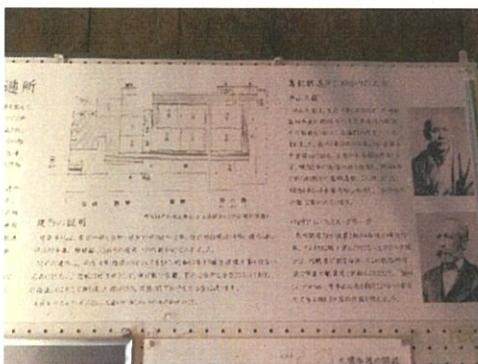
島松駅通所の竣工写真（平成2年頃）



札幌郡月寒島松農中山久藏移植セシ水田ノ手紙書



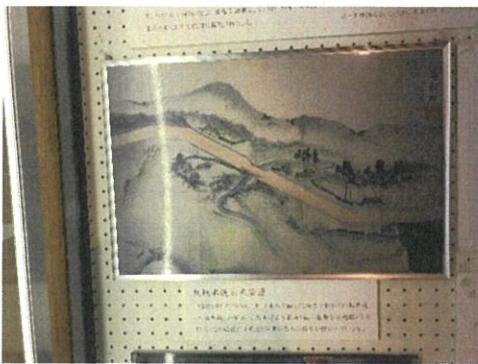
国指定史跡 旧島松駅通所説明版



建物の説明・島松駅通所にゆかりの人々



札幌本道の開通



札幌本道出来絵図



旧島松駅通所内の文化財と設備について



旧島松駅通付近の航空写真



(右上) 日本帝国褒章之記、(右下) 謝状、
(左下)



(左上) 有功章贈與證狀、(左下) 有栖川宮
熾仁親王殿下



表彰状、追賞状



表彰状、褒状



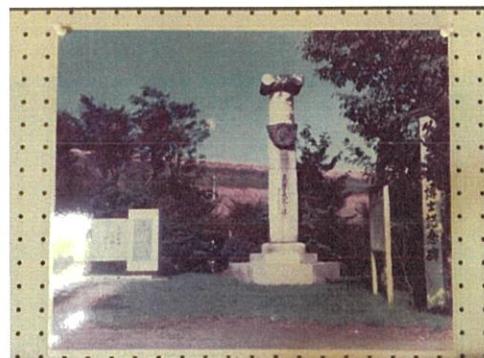
米・大豆・小豆の褒状



大麦・燕麦・大豆・小豆の褒状

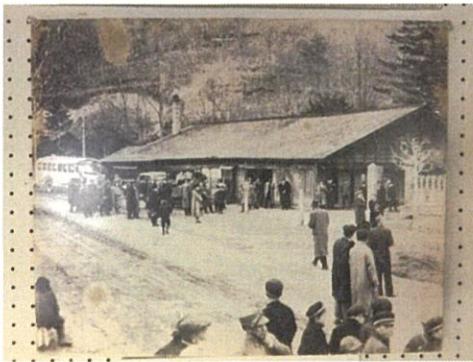


玄米・梗米の褒状



(左) 寒地稻作発祥の碑

(右) クラーク博士記念碑



昭和 26 年当時の駅通所の様子



「島松での別離」田中忠雄



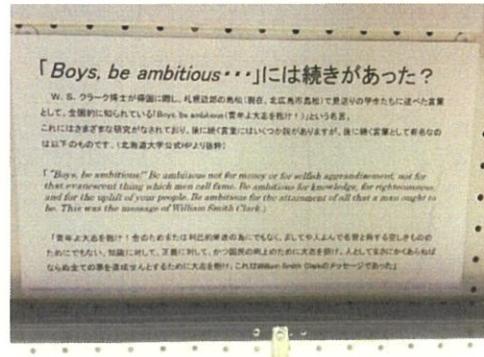
「島松での別離」田中忠雄（解説）



クラーク博士記念碑の除幕式



当時の様子を伝える新聞記事



「Boys, be ambitious...」には続きがあった?



新渡戸稻造と萬里子夫人



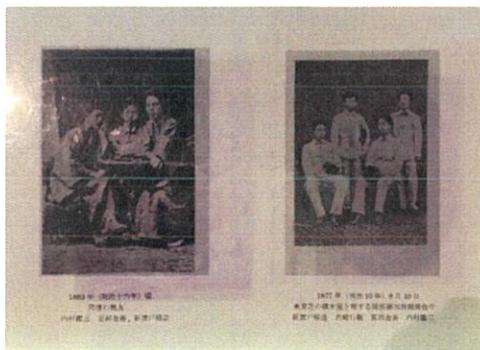
クラーク記念碑除幕式参列者



札幌農学校一揆卒業生



卒業を前にした二期生・第二期生クリスチャン



(左) 1833年（明治16年）頃 同信び親友
内村鑑三 宮部金吾 新渡戸稻造
(右) 1877年（明治10年）8月10日
東京芝の植木屋と称する開拓御用旅館滞在中 新渡
戸稻造 岩崎行親 宮部金吾 内村鑑三



平成3年駅逕所見本田に於いて栽培した赤毛

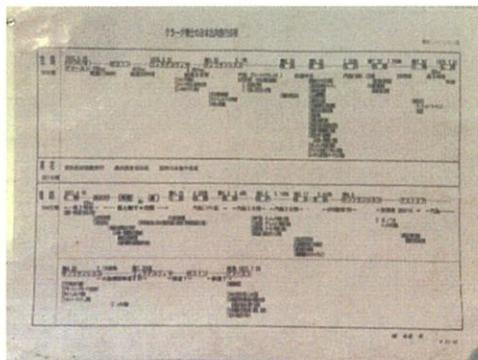


平成3年駅逕所見本田に於いて栽培した赤毛

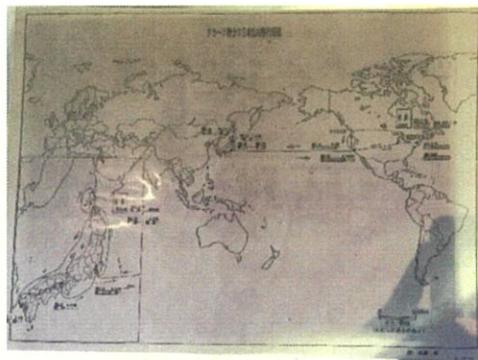


クラーク記念碑除幕式参列者





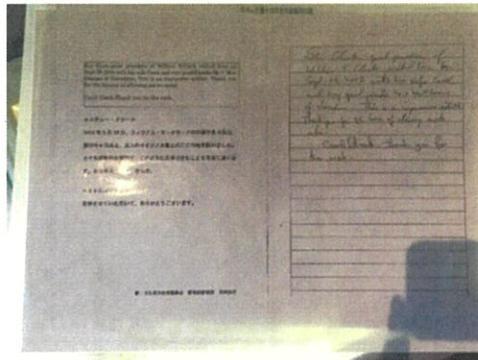
クラーク博士の日本出向旅行日程



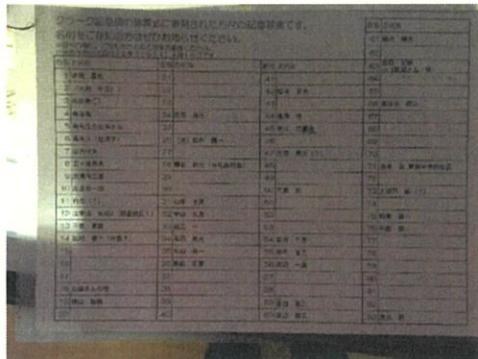
クラーク博士の日本出向旅行日程



スチュー・クラーク氏



スチュー・クラーク氏来訪時の手紙



クラーク記念碑除幕式参列者（名簿）



年度毎に収穫された赤毛米



ナガシの展示



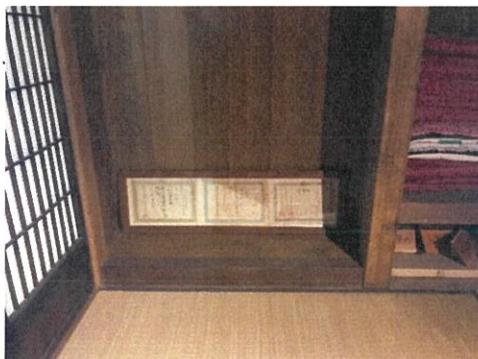
接ぎ手の解体＆組み立て体験



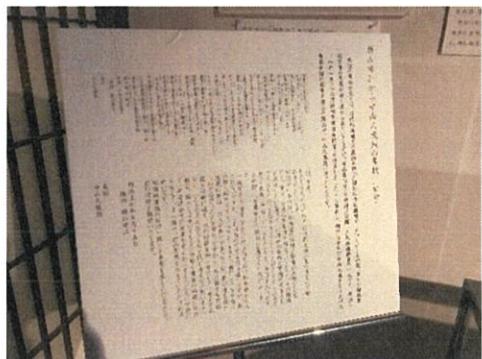
居間の展示



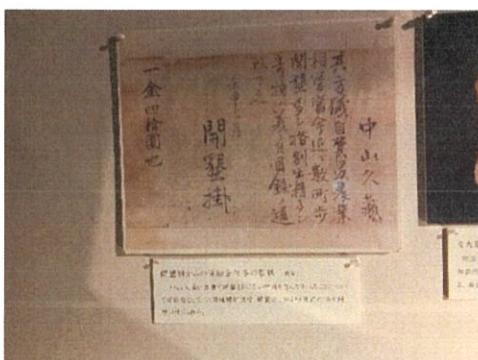
居間の展示



居間の展示



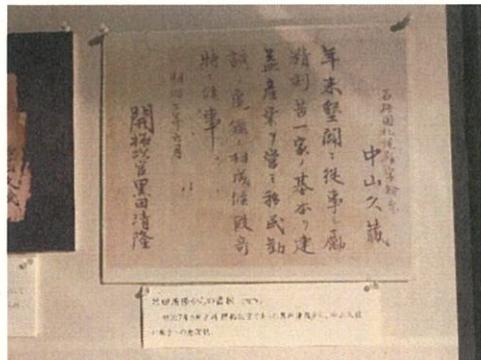
勝山孝三から中山久藏宛の書状



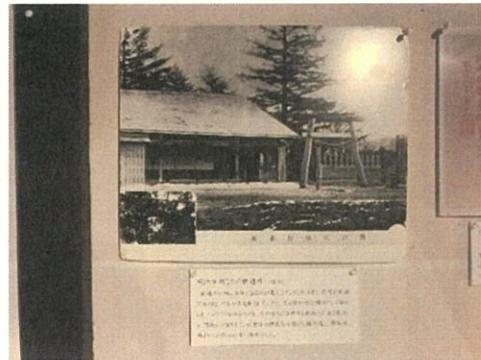
開墾掛からの奨励金付与の書状



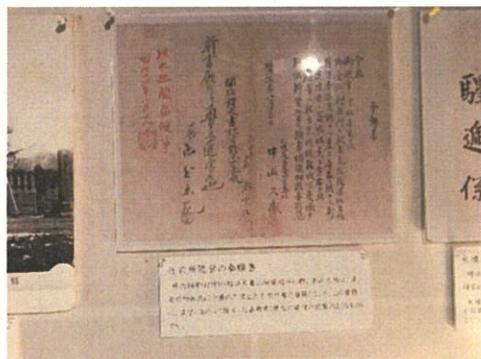
有栖川宮熾仁親王殿下かだの賞賛



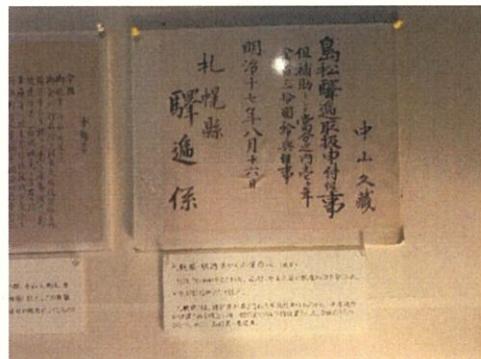
黒田清隆からの書状



明治末期ころの駅遞所（複写）



行在所造営の奉願書



札幌県・駅逓係からの任命所（複写）



廊下の展示



廊下の展示



松本十郎直筆の掛け軸



明治天皇の御真影



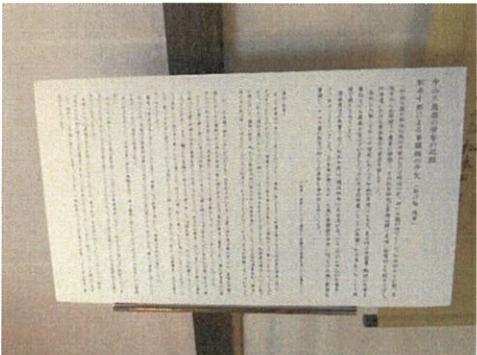
中山久蔵 年譜



松本十郎からの中山久蔵翁八十歳の祝辞（実物）



開拓使第判官 松本十郎翁 寒地稻づくりの祖 中山久蔵夫妻・アイヌ古老人の誘らい 人形・ジオラマ の由来



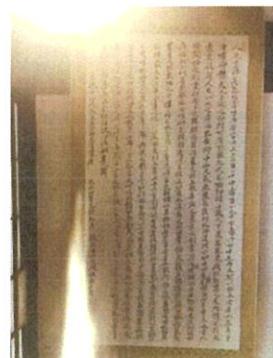
掛け軸の解説



中山久蔵翁の栄誉の記録 松本十郎による事績録の序文（掛け軸 複写）



松本十郎からの中山久蔵翁八十歳の祝辞（実物）



松本十郎書の掛け軸